

令和元年 第6回総会・会議録

1. 日 時 令和元年6月10日(月) 午前10時00～11時00分

2. 場 所 小倉南区役所4階 特A会議室

3. 出席委員 農業委員 (19名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 茂道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三
19番 中村 治雄		

農地利用最適化推進委員 (13名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
26番 尾上 進	27番 村田 安行	28番 平尾 長正
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (1名)

29番 古田 俊策

5. 事務局・出席職員 (7名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 奥本 洋史
主 任 平岡 幹夫	主 任 今村 学
主 任 沼下 眞	

6. 報告事項

- 報告第 22 号 非農地証明願について 2 件
報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 2 件
報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 6 件

7. 議案及び結果

- 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 5 件
議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 4 件

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より令和元年第 6 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、1 名欠席で 32 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より令和元年第 6 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 21 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 6 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 6 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 22 号非農地証明願について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご報告いたします。

報告第 23 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご報告いたします。

報告第 24 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
農地転用届出について
＜第 6 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、6 件ご報告いたします。

井手尾会長 本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。
続きまして議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
ですが、審議に入ります前に、本議案の当事者となっている間委員、立岩
委員は一時、退席をお願いいたします。

(間委員、立岩委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
＜第 1 ～ 5 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、5 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは今回、現地調査を行っていただいた第 1 項及び第 2 項 小倉南区
舞ヶ丘地区担当の奥野委員、報告をお願いいたします。

奥野委員 第 1 項及び第 2 項につきましては、経営規模の拡大ということで特に問
題はないと思われます。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長 では第 3 項 小倉南区上吉田地区担当の平尾委員、報告をお願いいたしま
す。

平尾委員 第 3 項について、お子さんがたくさん農地を持たれて経営しております
ので、特に問題はないと思われます。

井手尾会長 では第 4 項小倉南区長野本町地区担当の大迫委員、報告をお願いいたし
ます。

大迫委員 第 4 項につきましては、経営規模の縮小ということで特に問題はないと
思われます。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長 では第 5 項小倉南区曾根新田北地区担当の岩谷委員、報告をお願いいた

します。

岩谷委員

譲受人と譲渡人は親子関係でありまして、生前贈与ということになっております。特に問題はないと思われまます。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員

第3項についてですが、間さんが譲受人で耕作面積が0㎡となっておりますが、よろしいのですか。

井手尾会長

今回の譲り受け面積が3700㎡ということでクリアは出来るということです。他に意見はございませんか。

(異議なしの声)

井手尾会長

ご異議は無いようですので、議案第21号につきましては、許可と決定いたします。

それでは、審議を続行しますので、間委員、立岩委員は入室してください。

(間委員、立岩委員 入室・着席)

続きまして議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について

<第4項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、4件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いいたします。

中村調査長

先程行われました調査委員会の結果をご報告いたします。第1項から4項につきまして、水利の承諾書なり隣接地等を確認したところ、特に問題はありませんのでご報告いたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 22 号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、22 番 矢野委員と 23 番 中村委員です。よろしくお願いいたします。

そのほか何かございませんか。それでは、引き続き農政関係で、議案が 4 点ございます。事務局説明をお願いいたします。

事務局

それでは、一般議案の方に移らせていただきます。お手元に資料をお配りしております。

議案第 23 号「次期体制での推進委員の担当区域（案）について」ご説明させていただきます。

(次長より説明)

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

矢野委員

三谷の 5 番の担当区域ですが、今回新たに大字新道寺（8～1493）が入っていますが、詳細はお分かりになりますか。

事務局長

お答えいたします。大字新道寺は石原町と井手浦の間に存在いたします。平尾台の台上に大字新道寺はございまして、それは三谷の 6 の地域に入っております。台下の方の新道寺につきましては、石原町、井手浦側に大字新道寺という場所がございます。そこが三谷の 5 の地域になります。

中村治雄委員

平尾台が 6 に入っているけれど、平尾台は新道寺なので 6 に新道寺が入っていると考えたらいいと思います。

下澤委員

新道寺 1 と新道寺 2 で分かれています。

榑野委員

分かれているけれど、見て回るのは一緒に、平尾台だけは別ということです。

井手尾会長

よろしいですか。他にご意見ございませんか。

事務局長

補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。なぜこの議案を出したかということなのですが、まず農地利用最適化推進委員の委嘱というのは法律によりまして農業委員会が行うことになっております。次に事前募集をしていかないといけないのですが、これも法律によりまして推進委員

を委嘱する時は、各推進委員が担当する区域を予め定めて、当該区域ごとに推薦・募集を行うこととされております。ですので、今回農業委員会で区域割りについてご承認いただき、その後色々と団体の方に推薦依頼等・募集等を行わせていただきたいということで、諮らせて頂いている次第でございます。前回は今のこの現状で14区域でしたが、先般のお話の中で推進委員は20人配置ということになりましたので、6区域増になっております。各区域で多少、増がございます。門司の方は3が4、北・企救は1が2、そのほか谷と曾根については5が7になっております。若干今までの区域割りとは変わってはおりますが、小・中学校区をメインにさせていただきながら、今回こういう案を作らせていただいております。

井手尾会長

よろしいですか。他にございませんか。それでは、説明のとおりで決定いたします。

それでは、第24号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

(次長より説明)

事務局長

では、補足説明をさせていただきます。毎年のごとでございます。法律によって農業委員会は活動計画を定めて、それに対して点検・評価を行いなさいとございます。議案第25号において、今年度の活動計画を出ささせていただきます。前年の点検・評価が今、ご報告させていただいたものになります。おおむね数年間分の数値を平均化したものを目標と定めさせていただきます。それに向けて達成していこうということでございます。我々の努力によって達成出来たものもありましょうし、どうにもならなかったことも多少あってということで、このような数値になっております。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

黒崎委員

会長、よろしいでしょうか。11ページの違反転用面積が0.1haということですが、どういう場合、どのような措置だったのか教えてください。

事務局長

こちらは朽網にある農地と今現在、門司の猿喰にある農地が違反転用として県の方に報告をさせていただいております。猿喰にある農地につきましてはかれこれ10年以上になるかと思いますが、3ヶ月に一度、所有者と我々と会いまして、どうやって解消していくかと毎回話し合いをさせていただいております。朽網にある農地につきましても、現状は違反状態の多

少の改善には向かったのですが、まだ農地の方への復元には至っておりません。その為、所有者と県とを交えてまた協議をさせていただいております。事務所にもお呼びして今後どうしていくのかのヒアリング等をさせていただいて今後の計画予定を立てるよう指示を出しているところでございます。そのような度々にわたって所有者の方とお話をさせていただいたなかで、解決していく方向で進んでおります。

井手尾会長

他にございませんか。なければ、説明のとおりで決定いたします。

では次に、議案第 25 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

（次長より説明）

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

奥野委員

よろしいですか。18 ページの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、現状では進んでないと、課題として斡旋するシステムが機能していないこと等により参入が進んでいないとして挙げられていますが、どのくらい補佐するかの目標が無いですね。数字としてはだいたいこのようなものなのでしょうけれど。一番農家が困っているのは生産物の再生産価格がとれないということなのです。これは農業委員会の問題ではないのかもしれないですけど、農業者、関係機関が手を取り合って、生産物の再生産価格が維持出来るようにしていけば、新規に参入する人が出て来ると思います。今北九州の認定農業者の所得は 480 万円ですかね。480 万円から 500 万円位あれば、サラリーマン辞めて農業する人が出て来ると思います。そういうことを目指して入れてもらえないですかね。

藤堂委員

提案とお願いですが、この 1 年で北九青果の売上が 12 パーセント減っています。450 億位あったのが 380 億であります。仲卸のほとんどがほぼ 10 ヶ月赤字です。なぜ安いのかと毎日言われるのですが、もうずっと安いんです。こういった中で農業をやっていますが、一昨年農協の有機センターが廃止になりました。認定農業者協議会も無くなりました。今月 25 日に契約野菜事業の、おそらく廃止に向けた説明会があります。そういうことで行政関連機関、北九州門司地区営農協議会というのがありますが、農業をバックアップするのではなくてマイナス思考でやっておるのが現状であります。平成元年に私も野菜部会から流通改善協議会、その他役員を 28 歳からやっぴまして、大体流れは頭に入っておりますが、私の年齢から上の方

は5、6人くらいしかおられません。平成元年に契約の共販の軟弱野菜のですね、5憶あったのが今は2憶を切っています。約15年前に直売所を全国的なブームということでうちの直売所も何ヶ所か出来まして、盛り上がったのですが、途中から直売所で売る野菜が、特に夏場はハウスじゃないと出来ませんよね。それで市場出荷の野菜を直売所に出すのが増えてまいりまして、当然市場出荷も減っております。そういう中で契約野菜事業では事務局とパートの女性で予算を組んではおりますが、赤字が続いております。私が思うのは曾根の一部の大規模水田農家を除いて、野菜をメインに作っておかないと兼業農家は成り立っていかないと思います、私もそうです。そういうことで土地を荒らすのも問題でしょうが、農家の所得確保をするような方法で農業委員会も発言なり力を発揮してもらいたいというのがお願いです。農協も富士見ホールも無くなりました。何十人かの農家は専業で頑張っておりますので、農業委員会の影響力を発揮していただきたいと思います。

事務局長

非常に重要な問題であろうかと思えます。農業委員会でそもそも扱える内容かと言うと確かにそうかもしれません。この計画には違和感があるかもしれませんが、今後8月末を目途にまた市の幹部特に市長、副市長あたりと予算要望に向けた協議がございます。そういったなかで、今のお話を挙げさせていただいて要望・要求という形でさせていただきたいと思えます。その素案についてはまた総会のなかでご報告させていただきますので、それでよろしいでしょうか。

井手尾会長

今、事務局から説明があったように、市との意見交換のなかで、文書をまとめて農業委員会として意見書を付けるということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

他にございませんか。

黒崎委員

前回も質問したのですが、遊休農地の問題で耕作放棄地であって、催促しても草刈りを実施しないと課税を1.8倍にすると強行に出来ないですか。

事務局長

委員からのお話があったので詳しく調べてみたのですが、課税強化の対象となる農地につきましては農地法に基づき、農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地になるという要件がございます。毎年皆さんに遊休農地を調査させていただいて、挙がってきます。我々の方もそれで色々と審査、状況を調べてやっております。

ますが、例えば昨年で言うと、東部農業委員会では14ha くらいの遊休農地を遊休農地情報として農地中間管理機構に報告しております、毎年のように。ですが、機構の基準というのがありまして、適合しないということで受けていただけません。返ってきますので、勧告に至れないわけです。勧告に至れば、さっき言われたように1.8倍も出来なくはないのですが、まず現状がそのようになります。手をこまねいているかという話にもなりますが。話がとんでしまって申し訳ないのですが、遊休農地はしかりですが、違反の農地、これはそういう意味では放っておけないと思っております。違反の農地についてはもう農地ではない形で利用されておりますので、本来的な課税の対象も変わっていいのではないかということになります。その為に違反の農地として認定するまでには、それまでの手続きを取らなくてはならないのですが、そういったものについては課税担当部署の方に通告した上で、違反の農地として認定されたので、その現状は農地ではないということで課税の適正化、これは1.8倍どころではないと思います。農地としているものが雑種地であったり、それ以外のものあたりということになっておりますので、通常何十倍という評価になろうかと思っております。そういうところでは対処したいなと思っております。

黒崎委員

そして今、遊休農地の所有者が優遇される、勝手に運用要綱を作ってもらうのはですね。そうすると結局何のための農業委員で指導が出来るのか、向こうは知っているか知らないのか、逃げ道を言うし、ある程度言えば不当の介入ではないかと逆に言われますし、こちらも意地になって指導をしていると言うと、農業委員会で刈ってくれと言われます。

それ以外に何十年も前に一部を埋めて、駐車場として貸しているところがあります。課税課に言ってもなかなか受け付けないし、プライバシーの問題とそういう理由はおかしいのではないかと。

事務局長

違反のものに対しては我々に通告していただいて、まず我々と違反を失くすということがメインになりますので、そちらの方の手続きを取りましょう。どうしても向こうの方が何十年もこういう形でやってきたということで一切応じないということになれば、最終手段として農業委員会として、違反している農地だということで、課税の方に通告して判断していただき、税金を上げてもらおうと。ただ税金が上がったからといって、これは違反がなくなったわけではありませぬので、あくまでも違反状態が続いているという形になります。

矢野委員

自分の担当区域で地目は農地なのですが、相続が変わってはいるが名義が変わっていないと。農地だけれども全く作っていないと。あとはその農地に行く道路がないから、どうしようもないのです。中間管理機構も手

を挙げたのですが、行ってみたら車は通らない、農機具は入らないということで、話がだめになりました。

事務局長 正に、それが、中間管理機構の基準の話ですね。

井手尾会長 他にございませんか。

黒崎委員 中間管理機構に依頼したら、絆ファームが受けてくれてですね。ただ、絆ファームも数が多いから全部耕作出来ない。だから大規模の方に委託しているのですが、その大規模の方が水は使いっぱなしにするなどの問題が出ています。

井手尾会長 そういう点については農政の方で借受の書類を出した時に、地元とよく協議をしてくださいと農業委員会として出しております。7月の農地パトロールの時に皆さんに函面を配布して、調査を依頼しております。具体的にきちんと挙げていただきたいと思います。それを事務局がまとめて、総会におろしていくということにさせていただきます。所有者も分かれば名前を書いて、こういう状況であるということを出してください。今後そのような問題に対して、どのように解決するのかということも含めて、進めて参りたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、説明のとおりで決定いたします。

では、議案第26号「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

(次長より説明)

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

黒崎委員 農業用倉庫で申請していますが、この先、建築資材などを置く可能性があると思うのですが、それを何ヶ月か後に確認することはできないでしょうか。

事務局長 今の状態で、だろうということではなかなかこの計画を保留するのは難しいかもしれませんが、農業委員会としてやれる方策とすれば、農業

委員と推進委員が定期的に状況を把握していただいて、当初の計画と違うようなものになっているようであれば、基本的には我々の方に報告いただいて農政事務所と話して処置をとらざるおえないと、一般的な話としてですが。

井手尾会長

だろうでは議題にも意見にもならないということで、それは地元委員の方で対処していくと、その結果に基づいて事務局に報告をするということでもよろしいでしょうか。何か他にございませんか。事務局から連絡事項はございますか。なければ、令和元年第6回総会を終わります。お疲れさまでした。